

第4次大阪府障がい者計画の見直しについて―意見具申― (平成29年5月25日)(抜粋)

Ⅱ. 生活場面ごとの提言

第5. 生活場面Ⅴ「楽しむ」

7. 十分な情報・コミュニケーションの確保について

- 手話をはじめ、要約筆記、盲ろう者通訳・介助者などの意思疎通支援の担い手の養成方法について、より実践的なスキル習得の場の確保、より登録者試験合格に結びつきやすい講習の実施、講師の在り方など、幅広い視点から見直しを講じる必要がある。

なお、平成29年度より、いわゆる手話言語条例の施行に伴って、同条例に基づく施策が開始されるが、人材育成の見直しを検討するにあたっては、平成28年10月の障がい者施策推進協議会提言によって明確にされた「手話は言語である」という認識に立ち、言語の習得には、できるだけ早期かつ長期にわたる学習期間が必要であるという点において、手話通訳者の養成には、他の人材育成と比して、特に長期かつ計画的な育成を要するという点を認識しておかなければならない。

- 盲ろう者の障がい特性や、必要な支援、配慮等に関する理解は未だ十分ではなく、一層の啓発が必要である。また、通訳支援においても、長時間に及ぶ場合、通訳者が一人では不十分であり、二人通訳等によるきめ細やかな支援が可能となるよう、安定した財源の確保に努めるべきである。
- 平成25年に障害者総合支援法が施行され、「特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣」の実施が大阪府の義務とされた。しかし、現計画においては、手話通訳者等の数値目標について、「特に専門性の高い」者を示す数値となっていないことから、都道府県と市町村の役割を明確に区別した目標値に見直すべきである。その上で、日常生活レベル(市町村事業)の意思疎通支援を行う者と、特に専門性の高い(府事業)意思疎通支援を行う者との連携を進めなければならない。

また、大阪府が実施する手話及び要約筆記者派遣事業が、法律の趣旨・目的に則したものとなるよう、「特に専門性の高い意思疎通支援」の定義を検討するなど、要綱の改正を図るべきである。

- なお、障害者総合支援法施行規則第65条の14の4は、都道府県の実施すべき「特に専門性の高い意思疎通支援」について、「当該養成及び派遣については少なくとも手話、要約筆記、触手話及び指点字に係るもの」と規定しているが、意思疎通支援を必要とする障がい者は、視覚・聴覚・盲ろうだけに限定されない。知的障がいや発達障がいなど、他の障がいにも特有の意思疎通の困難があることから、そのような意思疎通支援を行うための人材の養成や派遣についても、幅広く取り組むべきである。

このため、今後、「手話、要約筆記、触手話及び指点字」以外の「特に専門性の高い意思疎通支援」のあり方について、国における同法改正の検討の状況等を注視する必要がある。

加えて、いわゆる手話言語条例に基く、「言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保」について、市町村のほか、福祉や教育等の関係機関、企業などとの連携のもと、着実に取り組んでいく必要がある。

また、その際には、人材育成のみにとらわれるのではなく、ICTも活用した、当事者が一番わかりやすい手法も含め、検討していくべきである。

- さらに、近年は、様々な支援技術の開発が進んでおり、上記の情報発信の手法の検討にとどまらず、広く、これらの技術の状況把握・情報発信に努めるべきである。